#### 法政大学学術機関リポジトリ

#### HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-11-09

日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題 : 井 上馨・李鴻章の対外政策を中心に

山城, 智史

(出版者 / Publisher)
法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)
沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)
37

(開始ページ / Start Page)
41

(終了ページ / End Page)
80

(発行年 / Year)
2011-03-31

(URL)
https://doi.org/10.15002/00007280

# 日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題

— 井上馨・李鴻章の対外政策を中心に

城智史

山

九世紀五○年代、日本では鎖国体制を維持していた江戸幕府が黒船から開国を迫られ、ついには

幕藩体制の崩壊へとつながる。新しい時代が幕を開け、日本はこれまでの幕藩体制から大政奉還、 朝が冊封・朝貢関係という東アジアにおける伝統的な体制で周辺諸国との関係を維持していた。 藩置県を経て近代天皇制国家へと移行し、近代中央集権国家への道を歩み始めた。一方、中国では清 し、イギリスとのアヘン戦争、アロウ号事件をきっかけに、清朝は国益に大きく関わる「片務的不平

等条約」を押しつけられ、これまでの伝統的国際秩序が音を立てて崩れ始めていた。「外圧」による

41 日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題

道を歩むことになる。

づいた領土画定、 変化という意味においては、口本も中国も類似した問題に直面していた。しかし西洋の条約体制に基 らも冊封・朝貢関係の宗主国としての伝統的体制を誇示しようとした中国では、近代化への対応の差 周辺諸国との関係構築の道を選んだ日本、西欧諸国と片務的不平等条約を結びなが

異が如実にあらわれる。

球処分」を断行し、五〇〇年間続いていた中国と琉球の冊封・朝貢関係は、短期間で急速に崩壊への ことで生き残る道を巧みに使い分けた。しかし、明治政府は一八七一年の台湾事件を契機に、一気に「琉 係を続けていたが、島津氏(薩摩藩)の琉球侵攻以後は薩摩と中国との二つの関係の保持を選択する 世界的な潮流の中において、その領土としての帰属が日清外交上で問題となった。琉球は中国との関 地域に位置し、同時に中国(明・清)とは冊封・朝貢関係にあった琉球は、東アジアの近代化という 明治政府の中央集権化では「領土画定」が重要課題の一つに掲げられた。中央から遠く離れた辺境

階と位置づけることができるであろう一八八〇年在北京での改約分島交渉の時期に焦点を絞ることに する。とりわけ清朝が琉球帰属問題をめぐる日清談判と同時期に外交問題として抱えていた清露間に 談判で中心となった改約分島交渉前後の時期とつき合わせることで客観的にその関連性を引き出して おけるイリ地方境界問題(以下、本稿においてはイリ境界問題と略する)の交渉過程に注目し、日清 本稿では、その歴史的過程を次章で簡単に述べ、日清間における琉球帰属問題の正式談判の最終段

みたい。

られてこなかった。本稿では、イリ境界問題に関する日本側、中国側の一次資料を照らし合わせ、琉 題に関する資料が十分ではなく、欠落していたことは否めない。その点において中国国内では、イリ 球帰属問題をめぐる日清交渉との関連性を引き出すことを課題とする。 ていたにもかかわらず、どのタイミングで、どのような好転があったのかについては、ほとんど触れ ある。これまでイリ境界問題の好転が改約分島交渉の結末に影響を与えたという可能性が通説となっ 境界問題を対露外交、辺境問題、曾紀澤の外交手腕をテーマにした研究は比較的多く、資料も豊富で(6) 結びつけた研究は多いとは言えないであろう。その原因として清露間の外交問題としてのイリ境界問 説となっていた。しかし日本国内においては、日清間の琉球帰属問題と清朝の内政・外交を直接的に 態度を急変して遷延策をとった最大の原因として、露国(ロシア)との「イリ境界問題の好転」が通 これまでの「琉球処分」研究において、改約分島交渉が妥結に至ったにもかかわらず、清朝がその

以外にも英仏米が関与していると指摘している。さらに琉球処分の概念を広義として「アヘン戦争か 日清外交上における琉球帰属問題を中心に日本側、清朝側、琉球側から「琉球処分」の全体像を鳥瞰 て、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』(京都大学出版会 二〇〇五年)が挙げられる。同書では している。また「琉球処分」の始期と終期をそれぞれアヘン戦争から日清戦争と設定し、中、琉、 清朝の遷延策の原因について、これまでの通説とは違った角度から光をあてた近年の研究成果とし 日

実は確認されない」と、これまでの通説とは異なる可能性を提示した。 分島改約交渉が妥結した一○月二一日以後の一○日間に清露関係が緊張から緩和へ急変したという事 から一〇月二一日の間には、「清露関係も既に緊張のピークを過ぎて外交交渉の段階に入っており、 と略する)をはじめとする清朝内部の政策決定を覆したとする新たな説を膨大かつ詳細な資料で分析 交渉に強い影響力を持った北洋大臣・李鴻章の態度変更を導き、総理各国事務衙門(以下、総理衙門 引きつけると、西里は琉球人・向徳宏(幸地親方)等による清朝に対する「救国運動」が、特に対日 る併合の既成事実化とその承服を強制する一連の措置」と定義付けた。さて、本稿のテーマに関心を 九○年代に至る時期の琉球の併合と分割をめぐる日本と清朝の一連の内政・外交施策、及び日本によ 渉、介入、剥奪とその既成事実化のための措置」とし、狭義の概念として「一九世紀の七○年代から している。西里によると、琉球帰属問題が北京で談判されていた時期、つまり一八八○年八月一八日

問題の一次資料および先行研究に照らし合わせながら、日本駐清・駐露外交官の情報の正確さ、およ に日清・清露の両外交問題の密接性を論じることを課題とする。さらに、中国国内におけるイリ境界 めぐる清露情勢を明らかにし、交渉過程と往復書簡・電報の時間的近接性にもとづく相互作用を中心 そして北京に滞在していた駐清公使宍戸璣等による井上馨外務卿とのやりとりから、イリ境界問題を 本稿では、当時の駐天津領事竹添進一郎、駐上海総領事品川忠道、駐露代理公使西徳二郎・柳原前光・

ら日清戦争までの東アジア国際秩序再編成期における琉球の〈主権〉=自己決定権に対する国際的干

判にあたり露都ペテルブルグに帰国していた。しかし、曾紀澤との交渉が難航するや談判地を北京に 階で知り得たか、である。後述するが、当時ビュツオフは駐清公使で、イリ境界問題をめぐる清露談 性が浮上した時期、及び②その可能性が消滅した時期、③清露間談判の情勢を李鴻章がいつ、どの段 要性が絞られるであろう。つまり、①露国駐清公使ビュツオフ(Eugenie Butzow)の来清談判の可能 えるからである。清露外交と日清外交をつき合わせてその関連性を引き出すには、以下の点にその重 然ながら当事国・当事者に関係する資料にその歴史が刻み込まれているが、さらに当事者である相手 びこれら資料の価値を見いだすことにも焦点をあてる。なぜなら、外交交渉の過程に注目した際、当 移す意思を表明することで、清朝を動揺させて清露交渉に多大な影響を与えた。 国の資料やコミットしている第三者(国)の同時期に存在する資料を検討することも必要であると考

能性を、清露交渉の経過と結果によって左右されると考えていた。 性の有無が極めて重要なウェイトを占めていたからである。後述するが、李鴻章は「日露提携」の可 理由として、対日(海防)、対露(塞防)外交を同時に抱えていた清朝にとって、「日露提携」の可能 って、イリ境界問題が日清間の琉球帰属問題に与える影響力が浮き彫りになってくると考える。その この時期を清朝、 総理衙門、とりわけ李鴻章がどのように観察していたかを明らかにすることによ

# 二、琉球帰属問題とイリ境界問題の発端

六名が上陸したことを発端とする。漂流者六六名のうち五四名が原住民の生蕃人に殺害され、生き残 件が起きた。この事件は宮古島・八重山島民の乗船が漂流し、台湾南部高雄州の沿岸に流れ着き、六 急速な処置に対して、清朝は難色を示した。 八七二年九月)、一八七九年にはその琉球藩から沖縄県を設置する。このような明治政府の一方的で る最中であった。琉球国もその例外ではなかった。明治政府は、琉球国を廃止して琉球藩を設置し(一 属問題である。当時、明治政府は国内統一のため中央集権化を図り、廃藩置県を政策として掲げてい った一二名は一八七二年六月那覇に帰着した。この台湾事件を機に日清間に浮上したのが、琉球の帰 近代明治国家が幕を開けて間もない頃の一八七一年一一月、日本、中国、琉球を揺るがす一つの事

する。その際に、グラントは清朝側から琉球帰属問題の調停を依頼される。中国を後にしたグラント このような状況の中、米国前大統領・グラント(Ulysses Simpson Grant)が一八七九年に中国を訪問 逆に何如璋に対して撤回と謝罪を求めた。両者は互いの主張を繰り返し、交渉は脱線し行き詰った。 琉球への処分に対する撤回を求めた。しかし、明治政府はこの書簡を暴言に近い内容であると批判し、 の廃止」、「朝貢・冊封関係の停止」に対する批判の意を込めた内容の書簡を寺島宗則外務卿宛に送り、 清朝は琉球帰属問題に対して、初代駐日公使として任じた何如璋をあたらせた。何如璋は「琉球国 以上述べてきた前史を踏まえ、一八八〇年八月から日清間で始まった北京交渉では、主に分島案及

は、 なる改約分島交渉に展開していくことになる。 のグラントの仲介を機に硬直していた日清交渉が再び動き始め、一八八〇年北京交渉で談判の中心と 日本に到着後、 明治政府側からも琉球の帰属をめぐる問題について事情をきくことになった。こ

て、一八八一年露都ペテルブルグにおいて締結されたのがイリ条約である。 正」するのか、あるいは崇厚との交渉を一度白紙に戻してあらたに曾紀澤と交渉するのかが焦点にな 譲らなかった。そのため、清露交渉は一度暗礁に乗り上げることになる。このような幾度の衝突を経 った。露国は当然ながら自国に有利なリバディア条約を基盤に修正することに固執したが、曾紀澤も 渉の場をつくるために、曾紀澤を露都に送った。清露間の交渉では、崇厚が結んだリバディア条約を「修 国への大幅な領土割譲に清朝内では批判が高まり、清朝皇帝の批准が得られなかった。清朝は再度交 地方返還交渉では崇厚が露国に派遣され、一八七九年リバディア(Livadia)条約を結ぶにいたった。 にあたらせ、一八七八年には新疆全域に及んだ回教徒の乱を沈静することに成功した。その後のイリ 露間でイリ地方をめぐる領土問題が浮上する。一八七五年に清朝は左宗棠を欽差大臣に任じ新彊問題 区の回族の乱を口実に露国が中国新疆北西部のイリ地方に出兵、占領した。このことをきっかけに清 しかし、崇厚が調印した同条約は清朝にとって不利な条件が多く、賠償金(五○○万ルーブル)と露 清朝はこの琉球帰属問題と並行して露国との領土問題を抱えていた。中国北西部に位置する新疆地 よそ二七○年という清朝の長い歴史の中で、この時期は特に「外圧」への対応に追われ、その外交ス の琉球帰属問題に大きな影響を及ぼしていると考えられる。清王朝の幕開けから辛亥革命まで続くお 内においても、日本以外とも早急な解決を必要とする外交問題が生じており、他国との兼ね合いもこ 結にいたったが、総理衙門の調印の拒否、宍戸公使の帰国によって解決にいたることはなかった。 してその態度を変えなかった。日清間に浮上した琉球帰属問題は二ヶ月にわたる交渉の末に一度は妥(ピ) 似していると言えるであろう。宍戸公使にとって、総理衙門のこのような態度は予想外であった。宍 判が高まり、主に李鴻章、詹事府右庶子・陳寶琛、詹事府左庶子・張之洞等の反対意見により、 び改約案が議論の中心となった。計八回にわたる交渉の末、特命全権公使・宍戸璣等と総理衙門との り広げられていたことが起因している。先述したように一八七○年代から一八八○年代にかけて清朝 戸公使は総理衙門に対して、条約の調印・批准を度々催促した。しかし総理衙門は取り合わず、一貫 論争が巻き起こり、再度交渉する方向に流れるという意味においては、琉球分割条約とイリ条約は酷 衙門は「調印の遷延」という手段を選択することになる。一度交渉を終えたはずの条約が清朝国内で の増加条款として追加した。また領土面においては、清朝には宮古・八重山諸島を割譲し、条件とし 間で琉球分割条約を議定するにいたった。日本はこの交渉の成果として、最恵国待遇を日清修好条規 て日本が一切干渉しないことを取り決めた。交渉終了後、清朝国内ではこの琉球分割条約に対して批 次章から詳細に述べるが、琉球分割条約に対する清朝の遷延策の背景には、露国との外交交渉が繰 総理

とのイリ境界問題への対応と、それを巧みに利用しようとした明治政府の対外政策を見ていくことに タイルにも一貫性が欠けていたように見える。次章から清朝が改約分島交渉と同時に進めていた露国

# 三、井上馨のイリ境界問題への対応

政府とりわけ并上馨外務卿の駐清公使への指示に注目してみたい。 り検討していくことにする。とくに、北京での日清間における改約分島交渉前後の時期に絞り、 ここではまず明治政府が清露間の外交問題に対してどのようなスタンスを取っていたかを資料によ 明治

日の宍戸公使宛書簡には「清露葛藤」の情勢を利用し、今こそ弱点を抱えた清朝にたたみかけ、(ピ 一八八〇年八月一八日、日清談判の第一回交渉が始まってからまもなく、井上外務卿の同年八月三

の好機を逃してはならないと指示している。

候節ハ或ハ我企図スル如ク速ニ結局ニ可至ト存候間貴君ニ於テモ目下彼ノ弱点ニ乗シ毫モ猶予ヲ

総理衙門諸大臣等ノ多事困難モ想察被致候就テハ此好機会ニ投シ我方ヨリ可成手強ク談判ニ及ヒ

ここには、井上外務卿の強気な外交スタンスが色濃く現れている。また同時に、 与へス衙門ニ迫リ御切論有之我方略ノ必成ヲ期セラレ候様致冀望候

竹添進一郎に対し

49 日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題

った。

解を示し、「井上毅ト倶ニ宍戸公使へ協力」するように指示している。(ユウ ては「清政府モ魯トノ決局模様ニ因リ吾トノ事件談判ノ緩急スル略アルハ本然ニ候」と井上自身の見

では、総理衙門が日清修好条規の「改約案」に対して難色を示す態度を見せた。 改約分島交渉は日本にとって順調に進んでいるように見えたが、第五回(同年九月二五日)の会談(『5)

王 我国貴国トノ条約ハ他各国ト其精神ヲ殊ニシ毎事両々相対訂約候事ニテ既ニ内地通商ノ儀 モ双方共ニ不許候事通商章程第十四款ニ掲明候事ニモ有之右ニ付今般相許候節ハ矢張旧日

公使 均霑トハ他各国ヲ通候一体ノ名称ニテ彼此両辺ノ語ニ無之シカシ両国同様均霑ヲ差允候ハ ハ矢張両々相対候精神ニハ不都合ノ事有之間敷候且右様御説ニテハ先般節略ノ主意ト齟齬

ノ精神ニヨリ双方トモニ相許候事ニ無之テハ不都合ニ候

て、この日の交渉では「一体遵守ト両辺相酬トノ差別」にも論点が注がれた、と報告している。つま(5) 治政府の提案した改約案に異議を唱えている。これを受けて、宍戸公使は井上外務卿宛の書簡におい つまり総理衙門は日清修好条規と、性質を異にする他国との条約を比較することは困難であり、明

り、「相酬」と「一体遵守」に両国の認識の誤差が生じたのである。

この日の報告が宍戸公使から送られた同日、井上外務卿は品川上海総領事宛に次のような書簡を送()

目下琉事談判中ハ魯国人士殊ニ官員ニ接セラレ候節ハ成ル可ク厚ク意ヲ用ヒテ款待セラレ外面ニ カシメ伊犁問題了局ノ前ニ於テ速ニ我要求ニ応セシメ候様誘導致候 示スニ日魯関係親密ノ情勢ヲ以テシ暗ニ清政府ヲシテ他日緩急事アルニ当リ日魯合従ノ嫌疑ヲ懐

改約分島交渉を有利に導き、なるべく早期妥結に至ることが最善の策と説いている。井上外務卿は品 井上外務卿は品川に、露国人と親密に接するように指示し、「日露提携説」を以て清朝を惑わし、

川だけではなく、宍戸公使にも同様に、 寧ロ此儘ニ放却致シ置キ彼ヲシテ疑心暗鬼ヲ生セシメ我ハ之ニ藉テ我欲スル所ヲ達スルノ道ヲ求 既ニ竹添領事力先般北京滞在中張之洞宝廷ノ両人ニ面話ノ節モ前段ノ疑心有之ヨリ頻ニ推問致候 此辺ノ主意篤ト御領得自今外人へ交際ノ節其事跡言辞ヲ曖昧ニ附シ如何ニモ日魯合縦ノ実アルモ 二付同領事ニ於テハ言ヲ尽クシテ弁解致シ為ニ彼ノ疑団モ氷解致シタリトノ事ニ候 然ルニ我邦 テ直ニ本月二十五日別紙写ノ通リ品川総領事ヲ経テ貴君并ニ竹添領事へ電報差立タル事ニ候 ム可ク故ラニ彼カ疑団ヲ解キ我乗ス可キノ釁ヲ失フカ如キハ策ノ得タルモノナラスト相考候 ノタメニ計ルニ当時清政府ヲシテ斯ノ如キ疑惑ヲ懐カシムルハ却テ我便益ノ大ナルモノナル可シ ノノ如ク清国吏人ヲシテ益其疑団ヲ固結セシムル様御仕向ケ可被成候 依

交渉を有利に進めるように指示している。井上外務卿の外交政策は清露間の葛藤を利用することに徹 清朝に対しては「日露提携説」の真偽を「曖昧」にして「疑心暗鬼」を持たせながら、 改約分島

底しており、日清修好条規の改約に執着しているのがわかる。

での復談の可能性は低く、今後のイリ境界問題の情勢に期待するしかないと半ば諦めている。 迄遷延スルノ策ヲ一決シ清俄葛藤了局ノ模様ニ因テ球案ノ結不結ヲ決シ候主意歟ト被察候」と、自力 また、今後の改約分島交渉の行方として「両洋大臣等へ下間云々ヲ以テ暫ク我国ヲ釣リ付ケ置キ来春 に「球案決議ノ節迄ハ総署ニテモ急速ニ了局可致見込ノ処其後俄都ヨリ曾紀澤談判ノ様子ヲ報知シ先 なるからである。一度妥結にいたった条約に対する「中変」の原因を宍戸公使は井上外務卿宛の報告の 応の実を結び幕は閉じられたかに見えた。ここで「一応」としたのは、先述したようにこのような井 よって解決する見込みがついたこと、つまり「清露情勢の好転」が最大の原因であると分析している。 上外務卿の苦肉の策も清朝の「遷延」という手段により、改約分島交渉は開花を待たず朽ちることに ハ平和ニモ可相成哉ノ模様相見へ候処ヨリ俄カニ球案ノ決ヲ中沮イタシ」とイリ境界問題が曾紀澤に 八八〇年八月一八日から開始された日清交渉は、同年一〇月二一日の第八回最終交渉を終えて一

その身を置きながら、宍戸、竹添等にイリ境界問題への対応を指示していた井上外務卿はどのように 俄葛藤」の結果が自国の利害関係に多大な影響を与えると認識していたのである。それでは、日本に の情報を収集し、かつ改約分島交渉に及ぼす影響を計算している。要するに、明治政府にとって「清 しかし、ここまで見てきたように明治政府は清朝と露国の間に生じたイリ境界問題に対して執拗にそ 本来、二国間の外交問題というのは、当然のことながらその当事者に直接的な利害関係が生じる。

年』(以下、『伊犁地方』と略す)を通して明らかにしてみたい。(3) 及び彼らの分析を資料『伊犁地方ニ於ケル境界問題ニ關シ露清兩國葛藤一件 その情報を得たのであろうか。次章では、日本駐露公使等による井上外務卿宛の「清俄葛藤」の情報 明治十二年-明治十四

# 四、イリ境界問題の趨勢と日本駐清・駐露外交官の洞察

九年一二月三日付の西徳二郎駐露代理公使の井上外務卿宛の書簡から、一八八一年二月二五日付の柳 り少なくとも計二二通にのぼる。 原駐露公使の井上外務卿宛の報告まで、この時期のイリ境界問題に関する往復文書は確認されるかぎ たビュツオフ来清の可能性が清朝の外交に与える影響力を考察する。『伊犁地方』によると、 ここでは、井上外務卿がどのように清露情勢を知り得たかを検討することにする。同時に、

た条約は「違訓越権之處」が多く見受けられ、清朝としては承認し難く、そのため崇厚の代わりに「熟 国側に割譲するという点で問題が多く、調印後に清朝の中で物議を醸した。その結果、崇厚が調印し 先述したように、イリ境界問題に対して崇厚が調印したリヴァディア条約は、清露国境の領土を露

に任じ、再度露国との交渉にあたらせた。一八八〇年七月三〇日に曾紀澤は露都ペテルブルグに到着 悉中外交渉事件」と清朝内において外交手腕に評価の高い曾紀澤(当時、駐英公使)を露国欽差大臣

53 日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題

交交渉としては少なからず危険をはらんでいたからである。このことからもわかるように、清朝の「中 なぜなら、一度調印にいたった条約に対して再度談判を試みることは、当時の国際情勢に鑑みても外 し、同年八月四日に露国外交部と接触した。このあたりから、清露間は徐々に緊張が高まってきた。(ミン

変」は琉球帰属問題の改約分島交渉のみならず、清露間においても前例が確認できる。

年九月一四日「Watch closely Sokitaku's Negotiation and report by telegraph」と、曾紀澤の談判交渉 状況についての情報を報告するよう求めている。それに対して、柳原は次のように回答している。 このようにイリ境界問題が再度動き始めたなかで、井上外務卿は柳原前光駐露代理公使に一八八○

Butsoff the Russian Minister left here and proceeds slowly to Pekin It seems III questions shall be negotiated at Pekin on pacific way but preparations not neglected

Sokitaku will start for London but will return next November

予定であることがわかる。この時の現地情勢、清朝の対応の詳細は後述するが、その後の清朝におい が明記されており、それぞれ談判地の露都を離れ、ビュツオフは北京へ、曾紀澤はロンドンへ向かう

柳原の報告によると、露都ペテルブルグでおこなわれていた交渉が、ここでは北京に移されること

てビュツオフ来清の可能性が外交上において重要な位置を占めることになる。 その後、清朝がイリ境界問題に対して妥協案を提出することで、ビュツオフは露国へ戻り、曾紀

澤と談判が再開されることになる。それについて、井上外務卿は同年九月二六日に「I Heard Butsoff

節ニ談判スルモ容易ニ結局ニ至リカタク且又後ハ如何ノ變状ヲ生スルモ計リカタシ故ニ其全権ヲ

ハコノ儘ニアリタリ)猶當地政府内算ヲ傳聞スルニ彼ノ清國政府ハ毎事優柔不断當地ニ於テ其使

井上外務卿の書簡への回答か定かではないが、柳原は次のような清露情勢分析を送っている。 Answer by telegraph immediately.」と早速ビュツオフが露国に引き返した真相を確かめている。この has been ordered St. Petersburg what is the matter? Is Sokitaku negotiating on Kuldjia question?

会して訊ねている。そこで知り得た情報によると、露国は「北京ニ於テ條約再修セント事ヲ欲シ」て おり、一方清朝は「當地ニ於テ談判セン事ヲ要シ」ており、「此等ノ看込違ヒヨリシテ今ニ何レトモ 談判結局ニ至リカタシ」と両国の意見が衝突し、一時は談判が難航したことがわかる。さらに、 へ候ニ付昨日曾紀澤ニ面晤ノ節相尋候處」と、これまでの談判過程について、柳原は曾紀澤に直接面 リ引返シ清國公使モ已ニ英國へ去ラントシテ猶滞留昨今又候談判中ノ由何カ必ラス變事アル事ト相見 清露関係事件ハ双方共平和主義ヲ唱へ露公使ビュツヲフハ北京ニ向ヒ既ニ出發ノ處此節瑞西國ヨ 尤清國ニ於テモ先般崇厚ノ調印セシ條約ヲ全ク廢棄スルノ意ニアラス只其中清國ニ於テ實施シカ

記官ニシテ同氏當地ヲ去ルニ臨ンテ臨時代理公使トシテ在留セシモノニシテ曾公使當府ニ来着迄 出發致シ既ニマルセール迄至リシ處俄カニ喚返シタリ(原註。コノ書記官ト云フハ崇厚大使ノ書 本國ニ於テ變故アリタル事ト相見へ當地ヲ去ラントシタルトキ其書記官一名復命ノ為メカ本國へ タキ箇條ヲ少々修正セン事ヲ望ム迄ナリ云々尤外交秘密ハ公使ヨリ言外セサレトモ先般一段落後

北京ニ遣シ根本請大臣ト直ニ談判シ若シ事急ニ協ハスンハ其使節ハ直チニ引上ケ兼テ東方ニ豫置 シタル艦隊ヲ以テ威力ニ依テ其結果ヲ得ルニ如カストノ趣

察している。 後の事態が悪化する恐れもあるので、露国は早めに北京にて直談判するにいたったのではないかと推 のために露都を離れた経緯としては、曾紀澤との交渉では談判がいつ終局にいたるかわからず、その に努めている。ここに清朝の対イリ境界問題の姿勢が集約されているだろう。またビュツオフが来清 だリバディア条約を完全に破棄するのではなく、受け入れ難き条項について「修正」を要求するよう と、曾紀澤から外交機密については「言外」することはなかったものの、清朝としては崇厚が結ん

from way and Sokitaku stopped here.」、と同年一○月四日に報告した内容をここでは省略し、これま(※) 報を指している。柳原は「Affairs between Russia and China are changed recently, Butaoff returned 清露情勢に急展開が生じたことを伝えている。この内容は同年一○月五日の柳原駐露公使からの電 卿はこれまで慎重に進めてきた日清間の改約分島条約が「一朝水泡」の結果を招くのではないかと危 で膠着状態であった清露情勢に再度動きが見られたことを報告している。この情報を受け、井上外務 旬魯京出發北京赴任ノ途中ニ有之候魯国公使ビュツソフ氏ニハ俄ニ魯京ニ召還ノ電報ヲ接シタル」と その後、井上外務卿は北京で談判中の宍戸公使宛に「去ル五日魯公使ヨリ極内ニ承及候ニハ去月初紀) 共平和ヲ望ミ開戦ハ容易ニアルマシトノ事ニ有之候」と清露開戦の可能性は低いと分析した。このこ

とからもわかるように、清朝は露国のビュツオフ来清による直談判という手段を回避することで、外

することであって、なぜなら「最モ要害ナル地方故之ヲ維持セントスル」ためで、清露両国は

と清朝が露国の「砲艦外交」を警戒していると、分析している。そして、清朝の要求として、「且清

ノ請求スル所ハ先般崇厚ノ調印セル條約ニ於テ露へ譲リタル土地ノ中テケ(地名)山隘」を領土回復

時は同年一○月四日の柳原からの書簡は未だ井上外務卿の手元に届いていないと思われる。その二日(ボ) そこで、井上外務卿はより詳細な事実を入手するため、再度柳原に訓令を発した。おそらく、この(8) 柳原は前回に引き続き清露情勢の現状について返電しているが、同年一〇月四日の書簡に比べる

と、詳細さを欠いている。

だ「同使ノ考察ニハ清ハ當地ニテ談判セン事ヲ欲シ露ハ北京ニ於テセン事ヲ望」んでいる。清朝が北 今北京ニ於テ開談スル時ハ艦隊ノ威壓ニ屈スルノ嫌アルヲ以テ清ニ於テ其鋒ヲ避ケ」たいからである テスル見込ニテビュツオフモ出立シタル所近頃露ノ艦隊東洋ニ聲威ヲ張リ頗ル威壓ノ景況アルヲ以テ 京ではなく、露都ペテルブルグでの談判にこだわったその理由として、「一旦露ノ望ニ應シ北京ニ於 「去十日英國代理公使ヲ訪ヒ同使ノ見込ヲ尋候處」、しかしそれでもやはり確説は容易には得難く、た よると、まずイリ境界問題については、「秘密ノ事ニ付容易ニ確タル義ハ探知致シカタク候」、それ故、 その後、 柳原は現地の英国代理公使を訪ねて、清露情勢について「探偵」している。その報告書に

「双方

交交渉を少しでも優位に導くことができたと認識している。北京での交渉を回避したことは、 とって対露外交の大きな転機であったと言えるであろう。

情報の正確さ、及び洞察力の鋭さを計ることができると考える。 ていくことにする。さらに、柳原の報告と中国側の資料を照らし合わせることによって、柳原の得た 内においてはどのような影響が表出していたのか。とりわけ、李鴻章の書簡および上奏文を中心に見 避けなければならなかったことは容易に想像できる。では、次に清露談判情勢の変化によって、清朝 渉相手を持った日本、露国が同時期に北京に集うことは、李鴻章をはじめ、清朝としては何としても 日清間の改約分島交渉の時期が重なることはこれまで述べてきたとおりである。清朝という共通の交 ったことがわかる。つまり、ビュツオフ来清による北京談判の可能性である。この大きな波の時期と 以上見てきたように、日本駐露外交官の「探偵」によれば、イリ境界問題には一つの大きな波があ

## 五、李鴻章の書簡とその変化

ていた。日本駐露公使柳原は、ビュツオフが来清談判を取りやめ、露都に戻り談判を再開したことは、 開始した一八八〇年八月四日以降も、露国公使ビュツオフ来清談判の可能性によりなおも緊張が続い これまで述べてきたように、イリ境界問題をめぐる清露交渉は曾紀澤が露都ペテルブルグで談判を

清朝に

めに二島分割案には妥結してもよいが、日清修好条規の改約は来年まで待つように指示していること。

るよう述べている。ここで注目すべき点は、二つ挙げることができる。一つは、

両国の体面保全のた

帰属問題と日清修好条規の改約に対する見解の決定的な違いが具現されているからである。 事態にどのように対応しようとしていたのであろうか。また、ここでは改約分島交渉後の総理衙門に 清露情勢におけるターニングポイントであると報告している。では、実際に当事国である清朝はこの とりわけこの時期の清露情勢と照らし合わせてみたい。なぜなら、この二通の書簡には李鴻章の琉球 よる「中変」に影響を与えたであろう李鴻章の同年八月二八日と一○月一九日の書簡の変化に注目し、

是否有當尚祈卓裁」として、竹添進一郎天津領事との事前会談で提起された二島分割案を以て解決す 体面稍得保全 章がその可能性を予想していたことは注目に値する。さらに、琉球帰属問題をめぐる改約分島交渉に と危惧している。この段階では未だビュツオフ来清の可能性が浮上していないにもかかわらず、李鴻 約することは難しく、ましてや露国が北京に談判地を移す要求をしてくると、状況はさらに悪化する 応方法を一通の書簡で同時に述べている。それによると、イリ境界問題は「竊慮劼剛商及改約 ついては「此事中国原非因以為利 如准所請 露都で清露談判、北京で日清談判が始まった頃、李鴻章はイリ境界問題、琉球帰属問題の今後の対 俄必艴然變計 至酌加條約 另派専使来京 允俟来年修改時再議 彼時更難了局」として、崇厚が締結したリヴァディア条約を改 似應由中国仍将南部交還球王駐守 藉存宗祀 **儻能就此定論作小結束** 或不於俄人外再樹一敵 庶両国

識していなかったことが予想される。

ける二島分割案賛成論が同時に論じられている点である。このことから、李鴻章自身がイリ境界問題 もう一つはイリ境界問題をめぐる談判地変更により自国が被るであろう不利益と、改約分島交渉にお と琉球帰属問題を同時期の問題ととらえ、その関連性を意識していたことがわかる。

商議スへキ」、とたびたび「改約案」に対して断固反対する姿勢を貫いていた。 ラント】氏ノ云フ所ニ非ラス是ハ他日別途ニ商議スヘキモノナリ」、「増加条約ハ改正ノ期限ニ至リテ **之全ク節外ニ枝ヲ生シタルニテ畢竟清政府ヲ脅制スルニ在リ」、「条約増加ヲ以テ我朝ヲ脅制スルハ【グ** 李鴻章は同年三月二六日の竹添との筆談のなかで「通条約ヲ増加スルハ【グラント】氏書中ノ意ニ無 結しても良いが、「改約案」には来年の期日まで待つよう引き延ばす趣旨の書簡を総理衙門に送って いる。改約案に反対する李鴻章のこのような姿勢は、竹添との事前会談から一貫して変わっていない。 要するに、李鴻章は同年八月二八日の段階では、日本との改約分島交渉において、「分島案」は妥

いう情報を得ておらず、琉球を復国させたとしても清朝にとって余計な問題を増やすことになると認 ように「露人」の来清の可能性を危惧していたこと、②この段階では宮古・八重山諸島が不毛の地と て、日清間の争いを避けようと考えていたからであろう。その背景には、①同書簡で述べられている のは、琉球が中国の属国か否かを争って日本を敵にまわすよりも、宮古・八重山諸島に琉球国を建て 冊封・朝貢関係による属国観を前面に押し出していた李鴻章が、琉球の「分割案」に賛成している

訂」として、曾紀澤からの電報によると、露国は交渉が難航していることを理由に、北京にビュツオ 接外部復文大到謂伊犁割地 フを派遣して談判する旨を総理衙門は伝えている。この段階で談判を再開したイリ境界問題が不穏な 総理衙門がビュツオフ来清を報告したのは同年九月九日であった。上奏文には「曾紀澤電報内稱※39 推廣商務均須照辦嫌澤節略 将要務全駁無可和衷 已派使速赴北京商

動きを見せ始めた。

そのため談判においてはある程度の妥協を許しても、なんとしてもビュツオフの来清を拒みたかった 不利な状況に追い込まれることになると述べた。これらの理由から曾紀澤には露国で談判を再度要請 と一致する。 と考えられる。これは先述した柳原が曾紀澤から得た情報「清政府ハ當地ニ於テ談判セン事ヲ要シ\_ とで生じるであろう軍事的圧力、日露提携という最悪の状況を徹底して避けようとしたことがわかる。 ァディア条約一八条以内なら、調印するように指示した。要するに、清朝はビュツオフが来清するこ するように求めさせ、「在十八條之内 将来奏到時 應請允予批准」と、つまり崇厚が締結したリヴ に来ると、崇厚が結んだ一八条以外にも更なる要求を突きつけられ、それを拒むと清朝としてはより 無理要求應之則貽患 この情勢変化に対して総理衙門は一八八○年九月二一日「布策挟兵船而来必且於十八條之外 尤甚拒之則兵衅立開 深恐大局不可收拾」として、ビュツオフ(布策)が北京

そして、この清朝の妥協案によって、露国が露都での談判再開に応じたことが李鴻章の同年九月三

○日の総理衙門宛の書簡から確認できる。

釣意在俄定議最妙 鴻章竊念事関国家安危大計 本日酉刻又由上海税務司寄到劼剛十九日電信 譯鈔呈覧 當此一刻千金 俄允召布策暫回 時不可失 此是極好機會 能如

このことからも、ビュツオフの「露都への帰国」という情報が李鴻章の判断に影響を与えたことがわ 月一九日の一週間前、改約分島交渉が終了する同年一〇月二一日の九日前に提出されたものである。 説している。この総理衙門への書簡は、後に李鴻章が改約分島交渉の「遷延策」を提案する同年一○ ろうと述べている。故にビュツオフが露国に引き返したこの機会を利用し、露国に譲歩することを力 露国に勝つ見込みがなく、敗北後に露国と交渉を再開するとその損失は計り知れないものになるであ 局何堪設想 與其潰敗之後再行議約 能性があることを示唆した。また「吉根本重地 とを切望している。さらに続けて、同年一〇月一二日、李鴻章は「如果布使回俄 フは露都に呼び戻されている。李鴻章はビュツオフの帰国を絶好の機会と判断し、露都で談判するこ ここで「十九日」というのは、一八八〇年九月二三日にあたり、実際に同年九月二二日にビュツオ 勢将決裂』として、もしビュツオフが露国に引き返しても談判が成立しなければ、 所失更多 何如和好之時豫存退譲 兵将皆単 軍器不精 決非俄人之敵 補救不少」と、軍事力では 議約不成 設有疏失 再度来清の可 仍復来 大

しかし、このような清朝の妥協案、露国に対する譲歩を駐露代理公使長田銈太郎は、後に次のよう

借助日本

脱清人・向徳宏の懇願の様子を伝えながら、遷延策の具体的な理由として、「即使俄人開衅

而日本畏忌俄人最深<br />
其隠衷亦難與合従」をあげている。<br />
つまりたとえ清朝と露国が開戦

に分析している。 ④

仕候 月初旬頃之レヲ差出シタルヨリ右覺書ニツキビュツオフハ外務卿代理ノ顧問者ニ可相成役柄ニモ 然ラハ其點ニ於テ覺書(メモランドム)ヲ外務卿代理ニ差出スヘシトノ答アリタレハ曾紀澤ハ十 然ルニ前便ニモ申上候通リ清ハ是非コノ地ニ於テ曾紀澤ヲ以テ開談ニ取掛リ度旨請求シタルヨリ 有之且露政府ハ幾分歟平穏ニ局ヲ結ハントノ意アルヨリ直チニ同人ヲ召還シタルナルヘクト推察 據レハ露政府ノ一ノ政略ニ出テ飽マテ同政府北京ニ於テ開談結約スヘキノ状ヲ示シタルナルヘク 露公使ビュツオフハー時當府ヲ辞シ北京ニ赴カント致候テ瑞西ジエネバニ相止候儀ハ今マ愚考ニ

に脅威を与えて、談判を優位に運ぶことが最大の目的であったと指摘している。 長田はここで露国がビュツオフを北京に派遣すると曾紀澤に伝えたのは、 あくまでも清朝

戸と議決に至っていないのならば、最終的な決断を引き延ばすよう促した。書簡には李鴻章に対する りである。同年一○月一二日の書簡からわずか一週間後の一○月一九日、李鴻章は総理衙門宛の書簡{{ において次のように述べている。「尊處如尚未與宍戸定議此事 ―似以宕緩為宜」として、もしまだ宍 清朝にとってビュツオフの帰国の情報が清露間の情勢を一変させたことは、これまで述べてきた通

63 日清琉球帰属問題と清露イリ境界問題

似無須

どちらの可能性も想定し得るけれども、総理衙門が李鴻章の要請を敢えて無視して妥結したとは考え だ、この一○月一九日の書簡が北京の総理衙門に届けられたのが、改約分島交渉の終了日である一○ 年必仍帰日本耳」として、向徳宏からの情報をもとに宮古・八重山諸島が瘠せた土地であること、そ られないので、恐らく一○月二一日の妥結後に、総理衙門は妥結延期を要請する李鴻章の書函を受け 月二一日前であったかは検討の余地がある。西里は「当時の天津と北京の間の交通事情からすれば 李鴻章は同年八月二八日に総理衙門に送った書簡の二島分割案賛成論をも否定することになった。た のために一国として自立することは不可能であること、さらに存続が不可能になればゆくゆくは日本 に帰属することになるであろうから、清朝にとっては何ら利益がないことを述べている。 このように、

が交換された。しかし周知の通り、改約分島交渉の結果は清朝内において、批准派と遷延派に分かれ、(等) 付酌加条約専条、②増加条約、③憑単(予約ノ件)、④附単(両島交付手続ノ件)、以上四つの議定書 琉球帰属問題をめぐる改約分島交渉は計八回に及ぶ談判の末、一八八○年一○月二一日に⑴両島交

李鴻章等に助言を求めていたことからも、西里が指摘するように不慣れな外交に当惑したことも大い

役割を担っていたのではなく、あくまでも外国との交渉を処理する機関として一時的に成立しており、

取って当惑したものと思われる」と分析している。これは当時の総理衙門が外交部として明確にその

にいたったとしても、日露が提携することはないと述べている。また、「南島枯瘠 不足自存 不数

あった「遷延策」を再度強調し、露国とのイリ境界問題を先に解決すべきことを述べている。 の結論を遷延することについて論じることになるが、内容は前述の一〇月一九日の総理衙門宛書簡に さまざまな意見が飛び交い、ついには暗礁に乗り上げることになる。最終的に李鴻章が改約分島交渉

えていたスタンスであり、李鴻章もまた見抜いていた。また、琉球帰属問題とイリ境界問題について 最終的に改約分島交渉の遷延策を再度力説している。 避け、清朝が直面している現状と自国の国力を考慮した結果、「惟有用延宕之一法最爲相宜」と提議し、 且日人多所要求 允之則大受其損 は「臣愚以爲琉球初廢之時(中國以體統攸關)不能不亟與理論(今則俄事方殷)中國之力暫難兼顧 ていたことを批判している。これは上述してきたように、これまで井上外務卿が駐清公使に執拗に伝 在乘此機會 圖佔便宜」と、ここでは宍戸公使が清露葛藤を利用して日清談判を有利に進めようとし その李鴻章の上奏文において「旋聞日本公使宍戸璣屢在総理衙門催結球案 明知中俄之約未定 拒之則多樹一敵」として、これら両問題を同時に対応することを

露国とのイリ領土問題交渉は山場を迎えており、清朝の力では日本と露国を同時に対応することは難 特に注目すべきは「今則俄事方殷(中國之力暫難兼顧」の個所である。つまり、現段階において、

国との問題解決後に「球案」(琉球帰属問題)に再び着手するように強調している。これは、ビュツ しいとはっきり述べている。そして重要な遷延策の具体案として「俟案事既結再理球案」と述べ、露 オフ来清を回避したことでイリ境界問題が解決する見通しがついたと李鴻章自身が認識していたと予

想される。外交面においては「夫俄與日本強弱之勢 相去百倍」と日本よりも露国を脅威とみなして 可能性の消滅は、ビュツオフ来清を回避したことによる清露交渉の好転が大きな原因であることがわ 属問題を棚上げにして、未だ交渉中であったイリ境界問題を優先したと考えられる。「日露提携」の いた李鴻章は、ビュツオフ来清可能性の消滅によって清露交渉に自信を持ち始め、結果として琉球帰

戸即暫回国 持定見為幸」と譲歩しないよう促した。つまり、李鴻章は露国とのイリ交渉が順調に終える見込みが けこんでくることはなくなった、と国際情勢の変化を強調している。宍戸公使の帰国については「宍 皇帝の決定が不可欠であると、あくまでも清朝の「遷延策」の正当性を主張した。そして「俄事既已 書簡を送った。また「遷延策」については「凡各国結約未経畫押 即不能作為定議 況必須奉旨批准 球帰属問題)は停頓したに過ぎず、このことが日清両国の関係を妨げるものではないと総理衙門宛に 為断」と条約締結においてはまず「花押」がなければ調印にはいたったとは言えず、さらに批准には は「是即棄前議 彼固無可挟制之処」と露国とのイリ交渉はすでに妥結にいたっており、日本が清朝の弱みにつ 虚偽、恫喝を常套手段として用いるだろうが、心配には及ばないと述べ、総理衙門には「力 改約分島交渉の終了から約三ヶ月が過ぎ、その間宍戸公使が帰国することを知った李鴻章 仍令田辺署理 不過将球案擱起 亦是虚疑恫喝慣技 於両国和局正不相妨」と日本の対応を非難しながらも、「球案」(琉 無足為慮」と宍戸が帰国して田辺太一が職務代行に

李

ついたことで、日本との交渉を有利に進めようと考えていたことがわかる。

ちなみに一八八二年三月三○日の李鴻章と竹添の筆談では、次のようなやりとりが交わされた。 (₠)

・・・総署ノ条約ニ至テハ延議輿論皆不同意ナルヲ以テ局ヲ結フニ至ラス 右ハ外国交際上

大東ノ全局実ニ憂慮ニ堪へス候 併シ中堂ノ意見通リニテハ致シ方無之候 抑中堂ノ所謂 テハ大東ノ全局如何相成候哉モ難計実ニ鄙人ノ憂慮スル所貴国ニ於テモ再思有リ度事也

二常二有ル事ニシテ余毫モ貴国ヲ侮辱セシ儀ニハ無之候 貴国ニ於テ適当ノ弁法無之ニ於

竹添 我国ヨリハニ島ヲ中国ニ割与シ中国ヨリ尚氏ヲ冊封シテ以テ中国ノ体面ヲ全シ中国ヨリハ 先ツ貴領事ノ弁法ヲ承タシ 各国均霑ノ条ヲ我国ニ許シ以テ我国ノ体面ヲ全ス是ヲ公平ノ弁法ト存候

公平ナル弁法トハ如何ナル弁法ニ候哉

無腹蔵御申聞有之度候

李 二島ハ狭少ニシテ自立スルニ足ラス 固トヨリ琉王ノ受ケ肯ンセサル所左スレハ中国 封ノ虚名ヲ取ルノミニシテ体面ニ於テ欠ク所有リ 而シテ貴国ハ独リ均霑ノ実利ヲ得ルモ ノナリ 中国人無シト雖トモ豈此ノ理ヲ知ラサランヤ

琉王ハ早クヨリ二島ノ冊立スルニ足ラサルヲ申出タリ今改テ問糺スルニ及ハサルナリ ツ中国ハ琉球ノ祭ヲ存スルノ主意ナリ 然ルニ琉王ノ先墳ハ皆首里ニ在リ今其ノ先墳ヲ守 且

・・・中略・・・・

# ル事能ハサルハ琉王ノ実心好マサル処ナリ 夫レヲ無理ニ冊封スルニ於テハ体面ヲ全スル

### トランログこと

を保つためであったことである。琉球国が宮古・八重山諸島に復国できたとしても、国として存続困 う。つまり、李鴻章にとって「分割案」は「体面」につながり、「改約案」は「国益」につながって 難な状況が見えているのなら、むしろ宗主国としての「体面」を傷つけかねないと判断したのであろ いたと考えられる。 ここから読み取れることは、李鴻章にとって琉球国との冊封・朝貢関係はあくまでも清朝の「体面」

## 六、結びにかえて

門宛の書簡(二島分割案への賛成および日清修好条規改約への反対)、③同年九月九日 ①一八八〇年八月一八日 日清間における改約分島交渉の開始、②同年八月二八日 李鴻章の総理衙 ビュツオフ来清の可能性に集約されるであろう。これまでの時間の流れを要約すると次のようになる。 めてからも緊張のピークは過ぎておらず、またその緊張は談判終了の時点まで続いていた。それは、 よるビュツオフ来清の可能性を伝えた上奏文、④同年九月三〇日 李鴻章の総理衙門宛の書簡(ビュ 以上、これまで見てきたように、清露間のイリ境界領土問題は曾紀澤が露都に到着して、交渉を始 総理衙門に

⑦同年一〇月二一日 改約分島交渉の終了、⑧同年一一月一一日 李鴻章の上奏文(⑥の内容を再度 鴻章の総理衙門宛の書簡(二島分割案・日清修好条規改約への否定論および改約分島交渉の遷延策)、 交渉においては「譲歩」することで交渉を円滑に進めるように指示する)、⑥同年一〇月一九日 ツオフ帰国の情報に対する意見)、⑤同年一○月一二日 李鴻章の総理衙門宛の書簡 (露国とのイリ

強調)。

与えていたことは、明治政府の対外政策を研究するうえで大いに参考になる。 絶えず駐清外交官、とりわけ改約分島交渉にあたった宍戸公使に「清露葛藤」を利用するよう指示を 識していたからである。また、日本側の井上外務卿が日本駐清・駐露外交官から得た情報によって、 た。なぜなら、井上外務卿は琉球帰属問題をめぐる改約分島交渉の成果は、清露談判の結果如何と認 清の可能性は清朝のみならず、改約分島交渉を進めていた明治政府もまた執拗にその動向を追ってい させ、結果として日清間における琉球帰属問題にも影響を及ぼしていることがわかる。ビュツオフ来 このようにビュツオフ来清可能性を含む清露間におけるイリ地方境界交渉が清朝の対外政策を困惑

璣の間で改約分島交渉が始まると、一八八○年八月二八日の総理衙門宛の書簡には「二島分割案」に 中国属国論」をもって、明治政府の「琉球処分」に難色を示していたこと。しかし、総理衙門と宍戸 談の段階から、日清修好条規の期限内の改約には反対の姿勢を見せていた。そして、同時に「琉球の

ここで李鴻章の「中変」について、いくつかまとめておく。まず、李鴻章は竹添進一郎との事前会

対して強気な遷延策を打ち出すのである。

順調に進み始めたことで「日露提携」の可能性は低くなったと判断し、日本との「改約分島交渉」に くなると判断するには十分な要素を含んでいた。要するに、李鴻章は曾紀澤の活躍により清露交渉が と考えていた李鴻章にとって、対露外交交渉の平和的決着が、露国が日本と軍事提携を結ぶ理由がな ら回避したかった。対日・対露外交を同時に抱え、両国との交渉決裂が軍事的な日露提携を意味する 清朝にとって近代的国際秩序に基づいた条約締結は、片務的な不平等条約であったため、なるべくな 来清を回避したことで、李鴻章は日露提携の可能性が低くなったと判断した。 当時の時代背景として、 敵にまわしたくないという「国際情勢」により、仕方なく「二島分割案」には譲歩したが、「改約案. が予想される。李鴻章は当初から「改約・分島」のどちらにも反対であったが、日本と露国を同時に 可能性の消滅により露国とのイリ境界交渉が好転したこと前述のとおりである。そして、同年一〇月 についてはどうしても譲歩できず、期限内の改約に反対するよう指示していた。しかし、ビュツオフ は知らなかったと述べている。つまり、李鴻章の「中変」の背景には、次のような考えがあったこと 一九日の総理衙門宛の書簡からもわかるように、宮古・八重山諸島が「不毛の地」であることを当時

戸宛の内訓状案よりわかる。 このような総理衙門、李鴻章の「中変」に対して、井上外務卿は次のように認識していたことが宍

は譲歩する姿勢を見せたが、「改約案」には已然として反対していたこと。その後、ビュツオフ来清

今我レヨリ之ヲ緩慢ニ付スルカ又ハ徒ラニ文字口舌ノ間ニ争フトキハ終ニ時日ヲ曠久シテ結局ノ 如此反覆ノ挙動ト及遷延ノ詐術トハ清国政府常用ノ手段ニシテ目前其近例ヲ見ルコト少カラス

期ヲ見難キニ至ランモ亦知ルヘカラス

井上外務卿の認識では、清朝の今回のような遷延策は「常用ノ手段」であり、このままだと明治政

を離さず、 をある程度予測していたのだろう。それ故に、清露間におけるイリ地方境界交渉の情勢から絶えず目 府が望むような結論に至ることができないと宍戸に警戒を促している。井上は清朝の「遷延ノ詐術 本稿では、これまでの「琉球処分」研究において定説であった清露間におけるイリ境界問題の趨勢 あたかも当事者の如く情報収集に余念がなかったのである。

表出することも見落とせない。『日本外交文書』、『沖縄県史』を中心に、『清季外交史料』、『清光緒中 くの資料に当たることは言うまでもないが、それら資料の国際性に琉球が歩んできた歴史の特殊性が もとづく相互作用の角度から再考してみた。「琉球処分」を学術的な研究対象としてみる際、 が与える改約分島交渉の結末への影響を、日本、清朝、露国の三カ国を結ぶ両問題の時間的近接性に る国際性を論じることを試みた。我部政男もまた「沖縄の帰属問題に関する清国政府の内部を見た場 二於ケル境界問題ニ關シ露清兩國葛藤一件 日交渉史料』、『李鴻章全集』、加えて日本駐清・露外交官の清露情勢を分析及び報告した『伊犁地方 この問題がいかに国際的環境=対露交渉と密接な関係にあったかということに逢着する。もしも 明治十二年-明治十四年』の資料から琉球処分が包括す より多

宮古・八重山二島は分割されていたであろうことは十分に予想されることである。」として、 限り、やはり李鴻章が重視したのは、宗主国としての体面と国益のバランス、そして、朝貢国の減少 露清間の伊犁境界問題をめぐる交渉が不調に終結していたならばあるいは【琉球分割条約】は成立し、 可能性は否めない。しかし、グラントとの会談、竹添進一郎との事前会談、総理衙門への書簡を見る という小さな島国が大国間の外交に巻き込まれ、その運命が翻弄されていく姿に、李鴻章が同情した 属問題の国際性を強調している。当時、西洋からの近代化の波が押し寄せる東アジアにおいて、琉球 琉球帰

#### 注

に歯止めをかけることであったと考えられる。

1 浜下武志『朝貢システムと近代アジア』(岩波書店 機能させていることに対する中国側からのコストの支払いであると見なすことが可能である」(二二頁)と 的行為とされてきた回賜として授与される清朝側からの下賜品も、朝貢国のそれぞれが、華夷秩序を維持し、 ったが)しさえすれば、恭順の意が表されているとして、国王の認知が行われた。ただし、そこで、儀式 **貢国側があらかじめ定められた規定に則って、朝貢使を派遣し、朝貢品を献納(実質的には貿易取引であ** 一九九七年)参照。同書では、朝貢システムについて「朝

台湾事件、台湾出兵については、田保橋潔「琉球藩民蕃害事件に関する考察」(『市村博士古稀記念

日本国際政治学会 一九六五年)/中島昭三「台湾出兵」(『國學院法学』7-3 一九七〇年)/栗原純「台 湾事件(一八七一~一八七四年)-琉球政策の転機としての台湾出兵-」(『史学雑誌』87-9 一九七八年)

史論叢』富山房 一九三三年)/許世揩「台湾事件(一八七一~一八七四年)」(『日本外交史の諸問題Ⅱ』

- 3 「琉球処分」は、これまで日本側視点、中国側視点、そして琉球側視点から研究されてきた。「琉球処分」 五一年)が挙げられる。 42 7 • 42 12 の外交的側面に焦点を当てている代表的な先行研究として、我部政男『明治国家と沖縄』(三一書房 一九三一年)、植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」(『東洋文化研究所紀要』2
- (4)「改約」とは日清修好条規の改定を指し、「分島」とは琉球本島と宮古・八重山諸島を分割し、それぞれ前 うなかで、執拗に清朝に対して琉球の日本帰属説を唱えていた。しかし改約分島交渉では一転して、 者を日本へ、後者を清朝へ割譲する案を指す。明治政府は中央集権化という名のもとに領土画定をおこな の研究』(京都大学学術出版会 二〇〇五年)、三浦周行「明治時代に於ける琉球所属問題」(『史学雑誌』 七九年)、山下重一『琉球・沖縄史研究序説』(御茶の水書房 一九九九年)、西里喜行『清末中琉日関係史 縮小につながる宮古・八重山諸島の割譲という「矛盾」を積極的に推し進めている。 領土 一九
- 5 これまでの研究成果として、日本国内においては窪田文三『支那外交通史』(三省堂 金一『近代露清関係史』(近藤出版社 一九七四年)が挙げられる。また、清朝の新疆統治体制について 一九二八年)、

(7) 西里前掲書 七九八頁

七年)が参考になる。

Crisis A Study Of Sino - Russian Diplomacy』(オックスフォード大学 一九六五年)を挙げる。 先行研究として、黄振華・孟凡人主編 厲声著『中俄伊犁交渉』(新疆人民出版社 『中国近代辺境史』上 四川人民出版社 二〇〇七年)を参考した。また英語文献として、徐中約『The Ili 『曾紀澤的外交』中国学術著作奨助委員会(一九六六年)、李之勤「中国与俄国的辺界)下」(呂一燃 一九九五年)、李恩涵

は、

片岡一忠『清朝新疆統治研究』(雄山閣出版

6 中国側の先行研究としては、脚注(5)であげた以外にも、王建華・孫君琪「曾紀澤与中俄伊犁交渉」(『安 ては、華可勝(ロ)著/李連相(訳「〝中俄伊犁交渉〟研究総述」(『中国辺疆史地研究』第2期(一九九 九年)、蒋躍波・李育民「試析會紀澤伊犁交渉成功原因」(『湖南教育学院学報』第4期 第1期 料与研究総述」(『伊犁師範学院学報』第1期 二〇〇五年)や、ロシア側の先行研究をまとめた論文とし 年)がある。また、中国側の伊犁地方に関する資料と先行研究をまとめた論文としては、 九九八年)、張新革「試論中俄《伊犁条約》簽訂的国際・国内背景」(『伊犁師範学院学報』第3期 《『安徽史学』第3期 一九九二年)、董蔡時「略論曾紀澤·李鴻章関係」(『蘇州大学学報』(哲学社会科学版) 徽師大学報』(哲学社会科学版)第2期 一九九〇年)、季雲飛「曾紀澤使俄談判与李鴻章使日談判之比較研究 一九九三年)、馬小梅「略論曾紀澤与《中俄伊犁条約》」(『固原師専学報』第4期 第18巻 二〇〇〇 佟克力「伊犁資 総第66期

一九九一年)に詳しい。また本稿では、主に中国側の

13

一頁)参照

- 8 第一輯 総理衙門については、坂野正高「『総理衙門』設立の背景」(『国際法外交雑誌』51-4、 九五二年八月、一九五二年一〇月、一九五三年六月)、坂野正高「総理衙門の設立過程」(『近代中国研究』 一九五八年)に詳細な先行研究がある。 51 1 5 52 1 3
- 9 なお、 西里前掲書 三二一頁~三二二頁
- 11 10 窪田文三前掲書、 中国側の一次資料として主に『清季外交史料』(文海出版社 一九九七年 以下、『李全集』と略す。)を使用することにする。 吉田金一前掲書、IMMANUEL C.Y.HSU(徐中約)前掲書参照。 一九六三年)、『李鴻章全集』(海南出
- 12 「清国駐剳宍戸公使ヨリ井上外務卿宛/総理衙門照会書」一八八〇年一一月一八日(『日本外交文書』外務省 ニシテ強イテ案件ヲ淹留スル所以ニ非ザルヲ辨ズルノ件」一八八一年一月三日(『日本外交文書』外務省編 約書調印方照会ノ件」一八八〇年一二月二七日(『日本外交文書』外務省編 第13巻 三八六頁~三八八頁)、 「総理各国事務王大臣ヨリ清国駐剳宍戸公使宛/琉球案件ニツイテ南北洋大臣ノ意見ヲ徴スルハ上諭ノ旨趣 /琉球案件調印ニ関スル件」 一八八一年一月一六日(『日本外交文書』 外務省編 第14巻 二七一頁 第13巻 三八〇頁 巌南堂出版 巌南堂出版 一九五一年)、詳細は「清国駐剳宍戸公使・総理各国事務王大臣対話書 一九五〇年)、「清国駐剳宍戸公使ヨリ清国総理各国事務王大臣宛/新 第 14 巻 二七五頁~二八
- 「井上外務卿ヨリ宍戸公使宛/清魯葛藤ノ好機ニ投シ談判方ノ件」明治一三年八月三一日(『琉球所属問題』 75

20

外務省外交史料館所蔵

第2 10文書/『沖縄県史』15 資料編5 雑纂2 二二四~二二五頁 琉球政府編 国書刊行会 一九

- 「井上外務卿ヨリ竹添天津領事宛/宍戸公使ト協力シ談判ニ尽力セラレ度旨」明治一三年八月三一日(『琉 球所属問題』第2 10文書/『沖縄県史』15 資料編5 雑纂2 二三五~二三六頁)
- (15)「宍戸公使総署大臣ト対話記事」明治一三年九月二五日(『琉球所属問題』第2(16文書別紙/(『沖縄県史』

雑纂2 二四五頁~二四七頁)

- (6) 「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛/九月二十五日総署大臣ト会見ノ状況ニ関スル件」明治一三年九月二九日(『琉 球所属問題』第2 116文書/『沖縄県史』15 雑纂2 二四二頁~二四三頁)
- (エア)「井上外務卿ヨリ品川上海総領事宛/魯国人士ニ厚ク接スルニ意ヲ用ユヘキ様訓令」明治一三年九月二九日 (『琉球所属問題』第2 14文書/『沖縄県史』15 資料編5 雑纂2 二三九頁)
- 18 「井上外務卿ヨリ宍戸公使宛/対清政策及中山王冊立ニ関スル件」明治一三年九月二九日(『琉球所属問題』 第2 11文書/『沖縄県史』15 資料編5 雑纂2 二四〇頁)
- 19 「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛/琉球問題今後ノ措置ニ関スル件」明治一三年一二月一日(『琉球所属問題』 第2 13文書/『沖縄県史』15 資料編5 雑纂2 二八八頁)
- 21 「大清國大皇帝到俄國聲明崇厚所議條約違訓越権窒礙難行國書」一八八〇年二月一九日/光緒六年正月初

- 〇日(『清季外交史料』 19巻 三百
- 22 前掲、 李之勤「中国与俄国的辺界 下」参照。

23

24 「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛/第44号ノ答申」明治一三年九月一四日(『伊犁地方』45文書)

「井上外務卿ヨリ柳原駐露公使宛/曾紀澤談判模様査報方訓令」明治一三年九月一四日 (『伊犁地方』44文書)

- 「井上外務卿ヨリ柳原駐露公使宛/談判経過査報方訓令」明治一三年九月二六日(『伊犁地方』4文書)
- 27 「井上外務卿ヨリ宍戸公使宛/増加条約締結ノ必要アル理由説明」明治一三年一〇月一二日(『沖縄県史』

資料編5 雑纂2 二四九頁)

「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛/談判経過」明治一三年一○月四日(『伊犁地方』50文書 別信第四号)

26 25

- 28 「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛/談判経過(清露間形成一變セリ)」明治一三年一○月五日(『伊犁地方』 52文書
- 1 Word change in your telegram what does it mean? War or peace? Report why Butaoff returned and also 過ニ付査報方(第五十二号中形成一變ノ語ノ意義。和戦何レソ。ビュツオフ引返事情其他談判現況査報方) conditions of negotiation by Sokitaku.」明治一三年一○月八日(「井上外務卿ヨリ柳原駐露公使宛/談判経
- 30 ちなみに、「54文書」の題目には「第五十號要領」と説明が付け加えられている。

重ネテノ訓令」)(『伊犁地方』 53文書)

(云) 「Chinese Government wishes to settle IIi question here while Russian Government wishes to settle it at Pekin;

consider affairs changed but war will not likely break out for the present.」「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛 above I heard from Sokitaku directly . Butaoff started intending to settle it at Pekin but (不明) he returned. I Chinese Government wants only trifling alterations in treaty but it is not yet come to any agreement all

- /第五十三號答申(第五十號要領)」明治一三年一○月一○日(『伊犁地方』54文書)
- (32)「柳原駐露公使ヨリ井上外務卿宛/談判経過」明治一三年一〇月一七日(『伊犁地方』56文書)

(33)「商改俄約兼論球案」一八八〇年八月二八日(光緒六年七月二三日)(『李全集』訳署函稿 11巻

7

34 「竹添氏ヨリ井上参議宛/李鴻章ト琉球案件ニ付内談ノ状況」明治一三年三月二八日(『沖縄県史』15 纂2 一六六頁~一六七頁)

雑

- 35 柳原駐露公使から井上外務卿宛にビュツオフ来清の可能性が伝えられたのは、同年九月一四日である。
- (36)「總署奏據會紀澤電稱俄外部拒絶交涉另派使赴北京商訂摺 八月初五日(『清季外交史料』22巻 二〇頁) 附原電及上論」一八八○年九月九日/光緒六年
- (37)「總署奏中俄換約日期已届請飭曾紀澤和衷商辦片」一八八〇年九月二一日/光緒六年八月一七日(『清季外 交史料』22巻 二六頁)
- 38 (3)「俄事議請退譲並請假曾使便宜」一八八〇年一〇月一二日/光緒六年九月初九日(『李全集』訳署函稿11巻 「述電覆曾使」一八八〇年九月三〇日/光緒六年八月二六日(『李全集』訳署函稿11巻 三六頁~三七頁)

- 三七頁
- 40 「長田駐露代理公使ヨリ井上外務卿宛/談判経過」明治一三年一一月二九日(『伊犁地方』60文書)
- 41 「請球案緩結」一八八○年一○月一九日/光緒六年九月一六日(『李全集』訳署函稿Ⅱ巻 三八頁)
- (42) 西里前掲書、三七四頁~三七五頁
- 43 「宍戸公使ヨリ井上外務卿宛/琉球問題落着近日調印ノ運トナリタル件」明治一三年一〇月二二日 県史』15 雑纂2 二六二頁~二六三頁)
- 44 「直隷總督李鴻章覆奏球案宜緩允摺」(『清光緒朝中日交渉史料』巻2(9) 一八八〇年一一月一一日 宛/李鴻章ノ意向情報ノ件附記一 光緒六年十月初九日李鴻章奏議」(『日本外交文書』外務省編 緒六年一〇月初九日 三八一頁~三八三頁 一四頁~一七頁 文海出版社 一九六三年)/「天津在勤竹添領事ヨリ井上外務卿 第13巻 光
- 46 45 45 「俄約已定兼論球案」一八八一年一月一五日/光緒六年一二月一六日(『李全集』訳署函稿11巻 「竹添領事ヨリ井上外務卿宛/李鴻章ノ琉球問題解決方ニ関スル意向」 四六頁) 明治一五年三月三一日(『沖縄県史』 四五頁~
- 47 「井上外務卿ヨリ清国駐剳宍戸公使宛/清国政府ノ結約調印拒否ノ態度ニツイテ詰問方訓令ノ件」 年一一月三〇日(『日本外交文書』外務省編 15 雑纂2 三五四頁~三五七頁) 第 13 巻 三八四頁~三八六頁)/「井上外務卿ヨリ宍戸公使 明治

48 15 雑纂2 二八四頁~二八八頁)

宛/宍戸公使へ内訓状送付ニ関スル件」[附属書] 「宍戸公使へ内訓状案」明治一三年一二月一日(『沖縄県史』

坂野は清末外交の清朝官人の行動様式として、いくつかあげているが、その中に「いろいろな手段をもち 約分島交渉前後の清朝の態度を見ると、妥結後の調印拒否は「豹変」というよりはむしろ「常套手段」の の権限なしとする」とある(坂野正高『近代中国外交史研究』(岩波書店 一九七〇年)第Ⅲ章参照)。改 いて交渉を遷延させてゆく」、「ことさらに曖昧なことを言う」、「故意に相手の論点をはずす」、「自己にそ

九七一年 後に『明治国家と沖縄』一四九頁 三一書房 一九七九年所収) 我部政男「明治十年代の対清外交-『琉球条約』の顚末をめぐって-」(『日本史研究』19

日本史研究会

49

ようにうつる。